

第136回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 案件について

- 報告案件1 佐世保市立地適正化計画の作成状況について（中間報告）

令和4年11月25日（金）に開催した第136回佐世保市都市計画審議会において、上記1案件を報告しました。

2. 内容

●報告案件1 佐世保市立地適正化計画の作成状況について（中間報告）

R4年度策定を目指し、現時点の作成状況の報告を行ったもの

1. 計画概要

- ・都市再生特別措置法第81条に基づき、人口減少及び高齢化の進行を背景に、子育て世代から高齢者まで様々な世代の人々が、安全・安心、快適で健康的な暮らしを実現できること、財政面からも持続可能な都市経営を可能とすること等が全国的な課題となる中、平成26年8月に制度化された。
- ・『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方にに基づき医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとするあらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう、取り組みを推進するための計画で、概ね20年後を展望し市町村が策定する。

（立地適正化計画に定める事項）

- ・立地適正化計画の区域(右下図1)
- ・住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域及び居住を誘導するための施策
- ・都市機能誘導区域及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するための施策
- ・防災指針

2. 計画の位置づけ

佐世保市立地適正化計画は都市全体を見渡したマスタープランとしての性質をもつものであることから、「立地の適正化に関する基本的な方針」は佐世保市都市計画マスタープランの一部とみなされる。

3. 対象区域等

- ・立地適正化計画の対象区域は、佐世保都市計画区域
- ・策定後は概ね5年ごとに施策の調査・分析・評価を行い、必要に応じて計画内容を見直す。

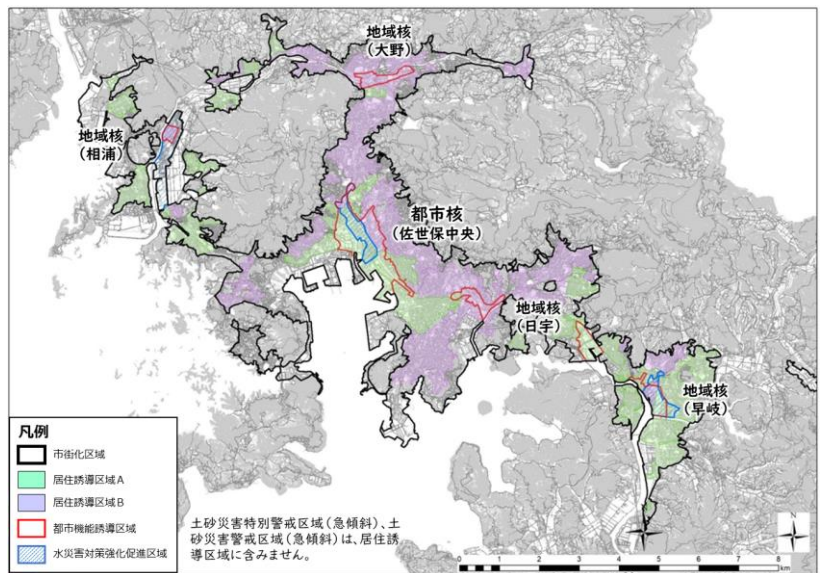


図1 設定区域案

4. 届出制度

以下の行為について、着手の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となる。

(1)住宅または都市機能誘導施設の建築を目的とした開発や建築の行為をする場合

- ①居住誘導区域の外で住宅の建築などをする場合
- ②都市機能誘導区域の外で都市機能誘導施設の建築などをする場合

(2)都市機能誘導施設の休止又は廃止を目的とした行為をする場合